【重要】国の特別定額給付金(仮称)の申請について

4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、特別定額給付金 (仮称)事業が実施されることになりました。

※参考 HP

特別定額給付金(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)【総務省】 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

●給付対象者

基準日(2020年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者 (受給権者:その者が属する世帯の世帯主)

- *現在一人暮らしをしているが住民票を移していない方については、ご実家の世帯主が受け取ることになります。
- ・住民基本台帳に記録された国内在住の外国人も対象となります。
- ・また、海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、 住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後で あっても給付対象者とすることとしています。

●給付額

給付対象者1人につき10万円

●給付金の申請及び給付の方法

給付金の申請は次の(1)または(2)により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込みにより実施。

- (1) 申請書による郵送方式
- (2) オンライン申請方式 (マイナンバーカード所持者が利用可能)

●受付及び給付開始日

各市区町村において決定

●申請期限

郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

みなさんへの注意事項!!! 特別定額給付金(仮称)を装った詐欺に注意してください!

特別定額給付金(仮称)に関して、

- 市町村や官公庁職員が銀行やコンビニでATM (現金自動支払機)の操作をお願いする ことは、絶対にありません。
- 市町村や官公庁職員が特別定額給付金(仮称)を支給するために、電話やメールで手続きを依頼することは絶対にありません。
- 市町村や官公庁職員がみなさんの世帯構成や、銀行口座番号などの個人情報を電話や 自宅に訪問して聞き出すことは絶対にありません。
- 市町村や官公庁職員を装った電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、お住まいの市町村窓口や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)に連絡して下さい。

【参考】

特別定額給付金 詐欺被害防止ポスター

https://www.soumu.go.jp/main_content/000684021.pdf